

事務手順	取扱要領
<p>①受付</p> <p>②証券（利賦札）減紛失届（写）との照合</p> <p>③発見届の送付など</p>	<p>○ 証券（利賦札）減紛失届が提出された証券・利賦札について、これを発見した旨の申出を受けたときは、減紛失証券（利賦札）発見届を提出させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">発見届 記載例参照</div> <p>○ 発見届に記載・押印されている証券の要項、届出人の住所・氏名・印影が、減紛失届（写）と一致していることを確かめる。</p> <p>● 後記③③のときは、発見届の印影が相違していても差支えない。 * 発見届に記載の住所・氏名（記名）が減紛失届（写）と相違するときは、所要の手続きをする。</p> <p>⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱</p> <p>○ 発見届の処理欄に店名・受付日付のほか、減紛失届（写）により「減紛失届受付日付」を表示する。</p> <p>● 減紛失届（写）の処理欄に「発見届受付日付」を表示する。</p> <p>⇒ 1 4 1 ②参照・受付証券類への店名などの表示</p> <p>○ 次の区分に従って取扱う。</p>
<p>①減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 代証券交付請求書 が提出されていないとき</p>	<p>● 発見届の欄外下部余白に「支払（交付）請求書未提出分」と記載し、業務局国債証券業務グループへ送付する。</p> <p>● 減紛失の取扱が中止され、業務局から印鑑票が返送されてくるので、前記4 1 5 ②に準じて取扱う。</p>
<p>② 提出された請求書を業務局へ送付しているが、代証券または減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けていないとき</p>	<p>● 直ちに業務局国債証券業務グループへ連絡し、その指示により上記①または下記③により取扱う。</p>
<p>③ 業務局から代証券または減紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書の送付を受けているとき</p>	<p>● 発見された証券・利賦札を提出させ、失効証券類として取扱い、発見届と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。</p> <p>⇒ 7 2 0 参照・失効証券類の取扱</p>
	<p>○ 減紛失届（写）は、用済分として保管（保管期間1年）する。</p>

発見届の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）、日付および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No. 205
 注意 1. 支払期日欄は
 ① 最終支払期日分までの利賦札を連続して発見したときは、「年 月 日渡以降」と記載して下さい。
 ② 一部の利賦札を発見したときは、当該利賦札の支払期日を「年 月 日渡」または「年 月 日渡～年 月 日渡」と記載して下さい。
 2. 既に代証券の交付または元利金（償還金）の支払を受けているときは、発見した原証券（利賦札）を本届書に添付して返還して下さい。

〇〇 **減紛失証券（利賦札）発見届**
~~〇〇~~ 銀行 〇〇支店 (日付) 17. 10. 3

御 中

郵便番号	××× - ××××
住所	横須賀市衣笠栄町2-5
電話番号	0468 - 22 - 1234
氏名	甲野太郎 相続人 甲 野 花 子

拾印
 ② (甲野)

①

下記証券（利賦札）を発見しましたから届けます。

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券	記名 甲野太郎
記号 い	元利金(償還金)支払場所 〇〇銀行〇〇支店
証券の券面種類 300 千円券	発見した利賦札の内訳
証券の番号(右語で記入) 1 2 3 4 5 6 7	支払期日 68年6月15日渡以降 ③ 3

(日本銀行記載欄)

合計枚数	枚	合計額面金額	千円
------	---	--------	----

(取扱機関処理欄)

日本銀行本支店または代理店		業 務 局
減紛失届受付日付 ④ 17. 8. 31	受入済印(統轄店)	受付印
受付印(店名・日付) ⑤ (甲野) 17. 10. 3 〇〇銀行〇〇支店	同時請求 記名変更	

⑥ 「支払(交付)請求書未提出分」

- ① 記名者または法定代理人等以外の者から届出を受けたときは、記名者または法定代理人等が作成した委任状を添付する。
- ② 拾印を押す。
「〇年〇月〇日渡～」
- ③ 一部の利賦札を減紛失したもののときは、「〇年〇月〇日渡」または「〇年〇月〇日渡」とする。
- ④ 「減紛失届受付日付」を表示する。
- ⑤ 店名・受付日付を表示する。
- ⑥ 減紛失 利賦札元利金(償還金)支払 請求書が提出されていないときに表示する。
代 証 券 交 付